

案件名	デジタル時代に適応する新しい情報公開制度(素案)について
趣 旨	本市情報公開条例の施行から20年を経過し、この間、急速な社会のデジタル化によりインターネットをはじめとした様々なデジタルツールが身近になったことを受け、「デジタル時代に適応する新しい情報公開制度」のあり方を模索し、情報公開制度の見直しを行います。
意見提出者数 (件数)	・パブリック・コメント 0件 ・パブリック・コメントによらない意見 6件 ・議会(令和7年12月議会) 2件 (令和8年6月議会) 8件 ・懇話会 6件 ・情報公開・個人情報保護審査会 3件

No	該当する箇所	意見聴取方法	意見の要旨	越前市の回答
1	2 市外の方からの手数料の徴収	情報公開・個人情報保護審査会(令和7年11月14日)	手間を開示量に応じてという考えに対しては一定の理解はするが、実施手数料をコピー代として考えたときに、営利目的の場合通常の10円が100円とすることに疑義がある。バランスを取るべき。	利用の抑制とのバランスに配慮し、手数料は、営利目的の如何によらず、適正な受益者負担として、国の開示手数料と同じ300円に開示の実施に係る実費相当額を加算した額とします。
2	2 市外の方からの手数料の徴収	情報公開・個人情報保護審査会(令和7年11月14日)	マスキングなどの手間がかからない文書についても高額の手数料をとると、黒字になるのでは。手数料にもかかわらず、黒字が出るのは違和感を覚える。	国が情報公開に係る事務負担を1,282円と算出し、そのうえで政策的に300円としていることから、当市においても国にならい、手数料が実費を上回ることがないように、手数料を300円に開示の実施に係る実費相当額を加算した額とします。

No	該当する箇所	意見聴取方法	意見の要旨	越前市の回答
3	2 市外の方からの手数料の徴収	情報公開・個人情報保護審査会(令和7年11月14日)	差をつけることに違和感はないが、10倍額は目につく。10倍額が妥当かどうかについては、判断が難しい。	上記2の回答のとおり
4	2 市外の方からの手数料の徴収	パブリック・コメントによらない意見(令和8年1月12日)	(1)市条例第1条の目的に反して、情報に容易にアクセスできないことになるから、撤回を再検討すべき (2)営利目的請求や大量請求について問題とするのであれば、市外請求者からの手数料だけを引き上げる理由はない。 (3)請求や実施に係る事務コストの算定根拠は (4)報道機関などの特別な対応が必要と認められる請求者の判断基準は	請求者の居住地や請求目的を問わず、情報アクセスの制限に繋がらないように、利用の抑制とのバランスに配慮し、適正な受益者負担としたいと考えます。具体的には、国にならい、手数料を300円に開示に係る実費相当額を加算した額とします。ただし、市の情報は本来、越前市民の財産であること、市民等は主たる市政の監視主体であること、市税によりサービスに対して負担していることから、政策的な配慮として、市民等については手数料のうち300円を無料とします。 見直し後の手数料は、請求者が誰であるかを問わず、利用抑制にならない額となるように設定したことから、見直し後の手数料の額であってもなお経済的困難などの理由により手数料が負担できない方を主に対象として減免できるようにします。

No	該当する箇所	意見聴取方法	意見の要旨	越前市の回答
5	2 市外の方からの手数料の徴収	パブリック・コメント によらない意見(令和8年1月13日)	(1)市の各所管の所掌事務の一つである情報公開条例の事務だけ時給換算した手数料を請求する根拠がない。 (2)「何人も」公文書の開示を請求できることを規定した現条例第5条に違反する。 (3)手数料負担を徴収しないとする例外を市長が認める手続きや基準が不明確である。 (4)営利目的の大量請求に限定した相応の手数料負担を求めることには理解を示すが、営利目的請求であれば、市内外で区別する理由がない。 (4)越前市の情報公開請求の実績件数からして、当該事務が過大な負担とまではいえず、立法事実が不成立。	上記4の回答のとおり
6	2 市外の方からの手数料の徴収	パブリック・コメント によらない意見(令和8年1月13日)	(1)情報公開請求に対する事務の大半は、「もっぱら地方公共団体自身の行政上の必要のためにする事務」であり、手数料として請求者に負担することは許容されない。国は請求と実施に対する手数料を	上記4の回答のとおり。 大量請求や営利などの制度目的外請求については、ご指摘にあったような他自治体の事例を研究し、より積極的な情報提供や情報公開制度外の制度の導入を検討していき、情報公開制度そのものの適正化を図っていきたいと考えます。

No	該当する箇所	意見聴取方法	意見の要旨	越前市の回答
			1,282 円と算出し、政策的に 300 円としているにもかかわらず、越前市で3,000円の事務コストがかかるのは文書管理不備による不要な労力によるものと推測される。 実施手数料について、基本額への加算が実費増加の裏付けを伴うものでない。 (2)複数の市町村が連携して行う政策や、1自治体の政策が近隣自治体住民に影響を与えるものがあり、全国調査の結果の公表が自治体の政策見直しにつながることもあるため、市外者からの請求の成果も、越前市や越前市民に還元される。 (3)他自治体では、別制度で有償提供、ホームページ上で公表するという対応をとっており、企業の営利目的請求による事務コストの増大に一定の理解は示すが、方法を検討すべき。	

No	該当する箇所	意見聴取方法	意見の要旨	越前市の回答
7	2 市外の方からの手数料の徴収	パブリック・コメント によらない意見(令和8年1月14日)	市外の者に対し、情報公開請求するなど言っているのと同じ。 越前市は他の地域と交流が全くないわけではないのに、他市の者が越前市の情報を知りたいとき情報公開請求ができなくなるのは不当。 越前市に対し、お金持ちは情報公開請求でき、お金がない者は情報公開請求ができないのは、不当。	上記4の回答のとおり。
8 9	2 市外の方からの手数料の徴収	パブリック・コメント によらない意見(令和8年1月17日、19日)	(1)市外者から高額な手数料を徴収することは、市外者による情報公開請求を拒むことを目的とするもの。 (2)行政の保有する情報は、当該自治体の住民のみに価値を有するものではない。 (3)市外者からの請求に対して、経済的負担の有無を市長の裁量判断に任せることは、恣意的に市が都合の良い情報を公開することを認めることに繋がる。	上記4の回答のとおり。

No	該当する箇所	意見聴取方法	意見の要旨	越前市の回答
10	2 市外の方からの手数料の徴収	議会(令和7年12月 議会(総務委員会))	情報公開制度の趣旨を鑑みると、知る権利や公平性等を考えた時に、市外の方に高額な手数料を設定するのは不安である。営利目的以外の請求に対する配慮も考えて欲しい。	上記4の回答のとおり。
11	2 市外の方からの手数料の徴収	議会(令和7年12月 議会(総務委員会))	手数料の額は人件費を基に設定したとのことだが、パブ・コメにその根拠をしっかりと記載すべきである。	パブ・コメ実施時には、手数料の額の根拠等も説明した上で、意見を聴取いたします。
12	4 適正な審査を保障します	議会(令和8年6月 議会(一般質問))	市情報公開・個人情報保護審査会の所掌事務や調査権限等を条例に規定すべきである。	現在規則で規定している市情報公開・個人情報保護審査会の所掌事務や調査権限を、条例で規定するよう条例改正を行います。
13	4 適正な審査を保障します	議会(令和8年6月 議会(一般質問))	市情報公開・個人情報保護審査会を原則公開とするべきである。	市情報公開・個人情報保護審査会についても、他の附属機関と同様、会議は原則公開としています。 ただし、個人情報を含む案件の審査等は非公開とせざるを得ない場合もあります。

No	該当する箇所	意見聴取方法	意見の要旨	越前市の回答
14	4 適正な審査を保障します	議会(令和 8 年6月 議会(一般質問))	市情報公開・個人情報保護審査会の会議録について、議論の内容が把握できる会議録を作成すべきである。	市情報公開・個人情報保護審査会の会議録については、議論の内容が把握できるよう、既に改善を行っており、開示請求があった際も原則公開とする運用としています。
15	4 適正な審査を保障します	議会(令和 8 年6月 議会(一般質問))	市情報公開・個人情報保護審査会の委員に公募枠を設けるべきである。	市情報公開・個人情報保護審査会における審査案件については、法解釈をはじめ、高度かつ専門的な意見が必要となる場面が多いことから、公募枠は設けず、有識者で構成したいと考えております。
16	4 適正な審査を保障します	議会(令和 8 年6月 議会(一般質問))	市情報公開・個人情報保護審査会の委員を選任する際は、公正性や中立性の観点から、議会の承認が必要とするべきである。	市情報公開・個人情報保護審査会の委員は、地方自治法等に規定される議会同意の対象とされていないことから、選任の際に議会へのお諮りはしていないが、弁護士や司法書士、税理士といった専門資格を有する方について、弁護士会などの所属団体から適任者の推薦を受けることで、公正性や中立性の確保に努めております。
17	2 市外の方からの手数料の徴収 3 市政情報を積極的に公開していきます	議会(令和 8 年6月 議会(一般質問))	営利目的の開示請求については、手数料の設定に限らず、他の自治体等の例であるような、開示請求の手続きに依らず、ホームページ等で資料を公開するなどの方法も検討すべきである。	営利目的による請求への対応については、料金の見直しに限ることなく、他自治体の事例なども参考にしながら、市と請求者双方にとって適切な制度となるよう、検討を進めてまいります。

No	該当する箇所	意見聴取方法	意見の要旨	越前市の回答
18	2 市外の方からの手数料の徴収	議会(令和 8 年6月 議会(一般質問))	市外の方への請求手数料は、国の 示す額の10倍ともなり、手数料の 性格を逸脱していると考ええる。 再考すべきである。	上記4のとおり
19	3 市政情報を積極的に公開してい きます	議会(令和 8 年6月 議会(一般質問))	附属機関等の会議は原則公開する 運用のはずだが、昨年度、一部会 議において非公開とされる場合が あった。 市組織内での考え方の統一が十分 でないと考えることから、研修等 を通して、体質改善を求める。	附属機関等の意思形成過程の会議であっても、 個人情報などのセンシティブな情報を扱う場合を 除いて、公開することが原則であると考えていま す。 この考えを組織内で統一するよう、引き続き、研 修などを通じて徹底してまいります。
20		懇話会(仁愛大学升 田ゼミ)(令和6年6 月26日)	市内外で手数料なり、公開の方法 に差を設けることは良い。	上記4の回答のとおり。
21		懇話会(仁愛大学升 田ゼミ)(令和6年6 月26日)	同一の者から同様の請求があった 際は、手数料を徴収すれば良い。	手数料は1請求あたり徴収することとし、同様の 請求があった場合は、別請求として、手数料を負 担いただきます。

No	該当する箇所	意見聴取方法	意見の要旨	越前市の回答
22		懇話会(仁愛大学升田ゼミ)(令和6年6月26日)	開示はメールで行えると良い。	メールによる開示を実施します。
23		懇話会(武生青年会議所)(令和7年3月17日)	営利目的の請求に対しては、費用を徴収すれば良い。	情報公開の制度は、市民による市政の統制を制度化したものであるため、目的による差別することが難しいと考えます。そこで、営利目的と思われる請求内容で開示される典型的な公文書については、積極的な情報提供(オープンデータ)や情報公開制度以外の制度を活用して、情報公開制度の対象から除外していくことで、制度の適正化を図っていきたいと考えています。
24		懇話会(武生青年会議所)(令和7年3月17日)	市民と市外の人で手数料の差を設けることもやむを得ない。	上記4の回答のとおり。
25		懇話会(武生青年会議所)(令和7年3月17日)	公開の手続きが決済を含めオンライン上で行える良い。	現在も県の電子申請やメールで開示請求をしていただくことができます。開示を実施する方法には、新たにメールを追加します。電子決済の導入については、全庁的な取り組みの中で検討していきたいと考えます。